

令和5年度岩手県サービス管理責任者等実践研修実施要領

1 目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ること。

2 実施主体

岩手県。ただし、一般社団法人岩手県社会福祉士会に委託して実施する。

3 対象者

岩手県内に所在する事業所・施設においてサービス管理責任者等として従事しようとする者で、以下の**いずれかに該当する者**

(1) サービス管理責任者等基礎研修（相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講も含む）を修了後、本研修を受講するまでの5年間に、**相談支援業務又は直接支援業務に2年間従事した者**

(2) サービス管理責任者等基礎研修（相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講も含む）を修了後、本研修を受講するまでの5年間に、**個別支援計画作成の業務に6か月以上従事した者**

※ サービス管理責任者等の要件は別添資料2のとおりですので、計画的に研修を受講してください。

4 日程等

別紙1日程のとおり。

5 募集定員

180名。ただし、講義はWeb上で映像視聴によることとし、申込多数の場合には以下の基準により選考の上受講者を決定する。

【受講者の選定基準】

- ① 事業所内における優先順位
- ② 事業所におけるサービス管理責任者等の必要数及び研修修了者数
- ③ 申込順

※ 申込状況により、同一事業所あたり1名（申込書に記載の事業所内における優先順位1位）のみの受講とさせていただきますので予め御了承ください。

6 受講料

6,000円

実践研修演習（11月16日、17日、30日、12月1日）の受付で徴収します。つり銭の無いようご準備ください。

7 修了証書の交付

- (1) 全課程（Web講義及び演習1日間）受講した者に修了証書を交付します。
- (2) 欠席、遅刻、早退のあった者については、その後の受講継続は認めません。
- (3) 研修態度が著しく不良と認めた場合には、修了証書を発行しません。

8 個人情報の取扱いについて

受講者の個人情報については、本研修及び研修修了者名簿作成・管理以外には使用しません。

9 受講申込方法等

- (1) 申込方法
 - ア 必ず郵送により申し込んでください。
 - イ 申込期限以降に到着した場合や書類に不備があった場合については、いかなる理由でも受付対象外とします。
- (2) 提出書類
 - ア 受講申込書 (別紙2)
(有資格者の場合は、証書等、資格の名称が分かる書類を添付すること。)
 - イ 返信用封筒 (長3封筒を使用すること。)
(受講者1名ごとに住所と宛名を記載し、84円分の切手を貼付すること。)
 - ウ サービス管理責任者等基礎研修修了証の写し
- (3) 申込期限
令和5年9月22日(金) 郵送必着
- (4) 申込・問い合わせ先

【事務局】

一般社団法人岩手県社会福祉士会

住所：岩手県盛岡市中野2丁目16-1 SETビル3階A号室

電話：019(613)5505

担当：山口依里・伊藤智恵子

10 注意事項

- (1) 受講決定について
 - ア 受講申込者全員に受講可否通知を送付します。**10月6日(金)**を過ぎても受講可否連絡が届かない場合、上記問い合わせ先まで御連絡ください。
 - イ 受講要件に該当しない場合及び選考の結果受講対象とならなかった場合は、非決定通知書を送付します。その場合でも、申込書類は返却しませんので御了承下さい。
- (2) 事前提出課題について
 - ア 受講決定された方には、**事前課題(県公式ホームページ「トップページ」>くらし・環境>福祉>障がい福祉>事業者情報>2 研修情報」に掲載予定)**を提出していただきます。
 - イ 事前課題に取り組む際は、ホームページに掲載している書類をよく読み、取り組んでください。**記載内容に不備がある場合等については、受講を取り消すことがあります。**
 - ウ **提出期限までに事前課題の提出のない場合、受講者本人が作成したものではないことが判明した場合等は受講決定を取り消します。**
- (3) 修了後に受講申込書への記載に**虚偽があることが判明した場合、修了を取り消します。**
- (4) 修了証は本研修を修了したことを証明するものであり、サービス管理責任者等として従事するための**実務経験を満たしていることを証明するものではありません。**
- (5) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の双方に係る実務経験要件を満たす場合には、両者の修了証の交付を受けることが可能です。基礎研修において一方の修了証の交付しか受けていなかった場合でも同様です。
- (6) 受講者側の事情により受講決定及び修了が取り消された場合には、既に徴収済みの受講料の返金はいりませんので御注意ください。
- (7) 演習当日の持参資料等については別途連絡します。持参資料等に不備があった場合には、受講をお断りする可能性もありますので、よく確認の上、受講願います。

11 県の事業担当課

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 障がい福祉担当

住所：〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話：019-629-5448

(受講申込書の送付及び申込の確認は9(4)の岩手県社会福祉士会へ連絡してください。)